

行進及び集団示威運動に関する条例施行規則

[昭和43年11月22日公安委員会規則第9号]

(趣旨)

第1条

この規則は、行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年岡山市条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条

条例第2条の規定による許可申請は、許可申請書正副2通を所轄警察署長（当該行進または集団示威運動を実施しようとする場所を所轄する警察署長をいう。）を経由し、岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行なうものとする。

2 行進または集団示威運動を実施しようとする場所が2つ以上の警察署長の管轄にわたるときは、その主たる実施場所を管轄する警察署長をもつて前項の所轄警察署長とする。

(許可申請書の様式)

第3条

前条に規定する許可申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(時間の起算)

第4条

条例第2条に規定する時間の起算点は、許可申請書が所轄警察署長に提出されたときとする。

(許可の基準)

第5条

条例第2条の許可申請があつたときは、当該行進または集団示威運動が、次の各号の一に該当し、公共の安全に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合のほかは、許可しなければならない。

- (1) 実施の時間、場所または方法により、交通が著しく混乱することが明らかであるとき。
- (2) 実施の時間、場所または方法により、県議会および市議会の審議、裁判所の公判その他官公庁の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。
- (3) 実施の時間、場所または方法により、人の生命、身体に危険が及び、もしくは財産に重大な損害を受け、または平穏正常な社会生活が著しく乱されることが明らかであるとき。

(許可、不許可の基準)

第6条

公安委員会は、条例第4条第1項の規定により、許可をしたとき、または許可をしないときは、その旨を記載した書面を所轄警察署長を経由して、行進または集団示威運動の開始日時の24時間前までに主催者に交付するものとする。

- 2 主催者の所在が不明である等やむを得ない理由により前項の交付ができないときは、許可申請書が提出された警察署の掲示板に当該書面を掲示することによつて交付にかえることができる。
- 3 第1項に規定する時間までに前2項の規定による交付または掲示がなされなかつたときは、当該行進または集団示威運動について当該申請のとおり許可があつたものとみなす。

(書面の様式)

第7条

前条に規定する書面の様式は、次のとおりとする。

- (1) 条件を付けないで許可をしたとき。様式第2号
- (2) 条件を付けて許可をしたとき。様式第3号
- (3) 許可をしないとき。様式第4号

(条件)

第8条

条例第4条第3項の規定による条件は、次の各号の範囲内で付けるものとする。

- (1) 官公庁の業務の妨害防止に関する事項
- (2) 刃物、こん棒その他の危険な物件の携帯の禁止または制限に関する事項
- (3) だ行進、うずまき行進、すわり込み等公衆に対し、危険または著しい迷惑を及ぼす行為の防止に関する事項
- (4) 夜間における静穏保持または学校、図書館、病院その他これらに類する施設の周辺における静穏保持に関する事項
- (5) 進路、場所または時間についての必要最小限度の変更に関する事項

(許可処分の専決)

第9条

警察本部長は、条例第4条の規定による処分のうち、次の各号に掲げるもののほかは、これを専決することができる。

- (1) 不許可
- (2) 重要または異例の許可

(説明書の様式)

第10条

条例第4条第2項の規定により、岡山市議会に送付する説明書の様式は、様式第5号によるものとする。

(委任)

第11条

この規則の実施のため必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、交付の日から施行する。
- 2 警察法施行に伴う岡山市等における行進および集団示威運動に関する条例等施行規則(昭和29年岡山県公安委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則(昭和44年2月7日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和44年2月18日から施行する。

附 則(平成元年3月20日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年1月24日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月29日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月５日公安委員会規則第５号）

（施行期日）

第１条

この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条

この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

〔略〕

（６） 行進及び集団示威運動に関する条例施行規則

２ 旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

～様式省略～